

公安委員会
説明資料No. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（千葉県）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成25年4月11日
給与厚生課

(略)

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成25年4月12日（金）から平成25年5月11日（土）までの間

3 改正案の主な内容

(1) 認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等の見直し

銃砲刀剣類所持等取締法上、猟銃等の所持許可又はその更新を受けようとする者で年齢が75歳以上のものは、都道府県公安委員会が行う認知機能検査を受けなければならないが、都道府県公安委員会は、この検査の結果が「内閣府令で定める基準」に該当する者に対し、その者が認知症であるかどうかについて、医師の診断を受け、診断書を提出すべきことを命ずることができることとされている。

当該診断の結果、その者が認知症である場合には、猟銃等の所持許可の欠格事由に当たることとなる。

平成23年度に警察庁が実施した調査研究（※1）において、認知症患者と健常高齢者がより顕著に区別されるような配点方法、計算式等の設定についての検討等を行った結果を踏まえ、今回、上記「内閣府令で定める基準」を改めるもの（※2）。

※1 「講習予備検査等の検証改善と高齢運転者の安全運転継続のための実験の実施に関する調査研究（Ⅱ）」

※2 本年1月、道路交通法施行規則において同様の改正を実施済み。

(2) 施行期日

平成25年9月1日

(3) 経過措置

改正案の施行前に受けた認知機能検査の結果については、施行後においても、改正案による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する基準に従って取り扱う旨の経過措置を設ける。

公安委員会
説明資料No. 3

警察庁長官に対する開示請求の決定
について(行政機関情報公開法関係)

平成25年4月11日
総務課

(略)

1 行政改革推進本部等における決定

4月2日 第2回行政改革推進会議 「無駄の撲滅の取組について」
行政事業レビュー及び調達改善の取組の継続について了承

4月5日 閣議・第2回行政改革推進本部
「行政事業レビューの実施等について」(閣議決定)
「調達改善の取組の推進について」(第2回本部決定)

2 概要

(1) 行政事業レビュー

- 各府省職員による「行政事業レビュー推進チーム」(統括責任者：官房長)及び外部有識者による「外部有識者会合」を設置。
- 事務的経費、人件費等を除く全事業について、行政事業レビューシートを作成し、行政事業レビュー推進チームにおいて点検を実施。
- 以下の事業について、外部有識者による点検を実施。
 - ・ 前年度に新規に開始した事業
 - ・ 事業の終了年度等に当たり継続の是非を判断する必要がある事業
 - ・ 期限のない事業等(5年に1回の点検)
- 外部有識者点検対象事業から公開プロセス対象事業を選定。
インターネット中継等の公開の場において、外部有識者が事業を評価。
- 点検結果を概算要求、予算執行等に反映。反映状況等を公表。

(2) 調達改善の取組

- 原則毎年度開始までに、調達改善計画を策定・公表。
- 計画には、以下の内容を盛り込む。
 - ・ 重点的に調達改善に取り組む分野
 - ・ 調達改善の取組内容、目標及び推進体制
 - ・ 自己評価の実施方法 等
- 上半期終了後及び年度終了後、自己評価、結果公表。
- 計画の策定、自己評価の実施等の際に、外部有識者に意見を求める。

3 今後のスケジュール(予定)

4月中に平成25年度の行政事業レビュー行動計画、本予算成立にあわせて調達改善計画の策定・公表を行い、それぞれの取組を実施。

1 派遣要請の趣旨

福岡県においては、暴力団によるとみられる事業者襲撃等事件が多発しており、現在、全国警察から機動隊や捜査員を派遣し、これらの事件の捜査及び警戒活動を強化しているところであるが、事業者襲撃等事件の多くは未だ未解決となっている。

このような情勢を踏まえ、福岡県における暴力団犯罪捜査の体制を更に強化するため、東京、大阪、神奈川及び千葉の各都府県警察の暴力団犯罪捜査員を応援要請するもの。

2 派遣を要請する人員

暴力団犯罪捜査員50人

〈内訳〉

警視庁30人・大阪府警8人・神奈川県警7人・千葉県警5人

3 派遣期間

5月22日から概ね1年間

4 活動内容

福岡県下において、暴力団犯罪捜査に従事。

5 参考

現在、13の都県警察※の暴力団犯罪捜査員22名が福岡県警察に派遣(併任)され、暴力団犯罪捜査に従事。今回の派遣は、警察法第60条の規定による援助要求に基づくもの(出張)。

※秋田・茨城・警視庁・千葉・静岡・福井・岐阜・三重・滋賀・鳥取・島根・岡山・高知

1 改正の経緯

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急の措置を要する事項について、昨年6月に一部改正。今次の改正は、法附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（昨年7月）を踏まえ、更なる改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 大規模広域災害への即応力の強化等

ア 災害時に国が地方公共団体の応急措置を代行する仕組み等を創設

イ 臨時の避難所の構造について平常時の規制の適用除外措置を規定

(2) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

ア 市町村長に対し緊急時に使用する避難場所の指定を義務付け

イ 市町村長に対し避難行動要支援者名簿（高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者の名簿。以下「要支援者名簿」という。）の作成及び関係者への提供を義務付け

ウ 市町村長による避難指示の類型に屋内待避等の安全確保措置を追加

(3) 被災者保護対策の改善

ア 市町村長に対し被災者が一定期間滞在する避難所の指定を義務付け

イ 市町村長による被災者台帳（被災者に対する援護状況等を一元的に集約した台帳）の任意作成を規定

(4) 平素からの防災への取組みの強化

ア 「被害の最小化」等、災害対策に関する基本理念を明確化

イ 市町村の居住者等が地区防災計画を提案できる仕組みを創設

3 警察関連

(1) 市町村長から警察への「要支援者名簿」の提供（第49条の10から第49条の13）

ア 市長村長に作成が義務付けられた「要支援者名簿」について、都道府県警察が市町村長から提供を受ける旨規定（要支援者本人の同意がある場合のみ。他に消防機関、民生委員、社会福祉協議会等にも提供。）

イ 災害が発生した（又はおそれがある）場合において、特に必要があると認めるときは、要支援者本人の同意を得ずに市町村長から「要支援者名簿」情報の提供を受けることができる旨規定

(2) 被災者の安否に関する警察から関係機関への情報提供（第86条の15）

（今回改正では、都道府県知事又は市町村長が、照会者に対して被災者の安否に関する情報を回答することができる旨規定しているところ、回答のため必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察等に対して情報提供を要求できる旨規定。

(3) 警察による屋内待避等の安全確保に関する措置の指示（第60条及び第61条）

市町村長が指示することができないと認める場合等に行う警察官による避難指示の類型として、避難のための立退きを行うことにより危険が生じる場合における屋内待避措置等の指示を追加。

4 今後の予定

(1) 閣議決定：4月12日（金）予定

(2) 施行日：3(1)は公布の日から一年を、また、3(2)は六月を超えない日。
3(3)については、公布の日。